平成２７年（フ）第１０２号
神奈川県座間市さがみ野１丁目９番60号
カーサＭＫⅠ101号
債務者　原田　英一
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１０３号
神奈川県座間市さがみ野１丁目９番60号
カーサＭＫⅠ101号
債務者　原田　愉香
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１１４号
相模原市南区新磯野５―36―１　介護老人保健施設のどか、住民票上の住所相模原市南区下溝123番地16　坂口正之方
債務者　末継俊一郎
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２０４号
大阪府柏原市大県３丁目11番６号
債務者　平沢　輝子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２２２号
堺市中区東八田105―４、住民票上の住所堺市中区東八田30番地８
債務者　竹本　　優（旧姓中野・松山）
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２３６号
堺市南区茶山台２丁３番１―415号、前住所大阪市港区三先１丁目４番３号
債務者　上久保聡士
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２４２号
大阪府河内長野市原町６丁目９番８―301号
債務者　明石　瑶子（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２７１号
大阪府羽曳野市高鷲６丁目２番７号
債務者　井手　浩司
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２８４号
堺市堺区東湊町５丁309番地１コーポラスＲ26東湊301号
債務者　山口　博明
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
北海道美唄市字美唄1718番地（南美唄町下１条１丁目）左13
債務者　吉田　利江
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第４８号
北海道登別市中央町６丁目20―５　ベルコート103号室、申立時の住所北海道登別市常盤町４丁目22番地38
債務者　佐藤　茂春
1　決定年月日時　平成27年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第７３号
北海道帯広市西22条南１丁目13番地19　メモリアルハイム201号
債務者　小野　佳代
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第７４号
北海道帯広市西12条北３丁目１番地１　ウエスト12Ａ―307号室
債務者　梅田　慎司
1　決定年月日時　平成27年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
宮城県石巻市南境字外谷78番地１　仮設南境第七団地58―１号、前住所宮城県石巻市双葉町８番７号
債務者　佐々木早苗
1　決定年月日時　平成27年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
山形県鶴岡市美咲町19番４号　レオパレスＬＯＶＥ＆ＰＥＡＣＥ107号室、前住所山形県山形市南館１丁目５番８号　サウスマーベラス202号
債務者　日向　佑太
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第８４号
神奈川県横浜市青葉区奈良２丁目９番地３ベルコテーＢ―201、前住所静岡県富士宮市大中里813番地の11
債務者　望月　訓行
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
静岡地方裁判所富士支部